

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

被告JERA準備書面（3）

令和7年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶彦

同 建部 壮一郎

目次

一	はじめに.....	4
二	原告ら第3準備書面に対する反論.....	5
三	原告ら第4準備書面に対する反論.....	7
第1	「第1 危険な気候変動に対する火力発電事業者の排出削減義務の前提となる科学的事実及び国際合意について」(原告ら第4準備書面6～21頁)に対する反論.....	7
1	「1 今日、地球温暖化による危険な気候変動問題は、科学的不確実性のある問題ではなく、科学的に確実で深刻な問題で、その未然防止が原則であり、カーボンバジェットを踏まえた確実な緩和策(排出削減)が必須であること」(原告ら第4準備書面6～7頁)に対する反論.....	7
2	「2 原告らは危険な気候変動による被害を受けた生活を余儀なくされており、影響は今後さらに激甚化すること」(原告ら第4準備書面7～11頁)に対する反論.....	8
3	「3 被告らの追加的排出は、その排出量分、温暖化を進めること」(原告ら第4準備書面11～14頁)に対する反論.....	9
4	「4 1.5℃目標に整合しない排出行為は違法となること」(原告ら第4準備書面14～16頁)に対する反論.....	11
5	「5 電力部門は優先かつ先行して脱炭素化が求められている部門であること」(原告ら第4準備書面16～19頁)に対する反論.....	11
6	「6 原告らは気候変動の危険に気付いた最初の世代であり、気候変動に対処できる最後の世代であること」(原告ら第4準備書面19～21頁)に対する反論.....	12
第2	「第2 不法行為に基づく差止請求が認められるべきこと及びその要件」(原告ら第4準備書面22～26頁)に対する反論.....	15
1	「1 危険な影響をもたらす気候変動の原因となるCO ₂ の排出については、未然防止原則に照らして差止請求権が発生すること」(原告ら第4準備書面22頁)に対する反論.....	15
2	「2 民法709条に基づく差止請求が認められるべきこと」(原告ら第4準備書面23～25頁)に対する反論.....	16
3	「3 民法709条に基づく差止請求」(原告ら第4準備書面26頁)に対する反論.....	19
第3	「第3 被害発生とその蓋然性」(原告ら第4準備書面26～35頁)に対する反論.....	19

1	地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害を特定の排出源に帰責できるだけの連関が認められないこと.....	20
2	原告らに「権利又は法律上保護される利益」の侵害が生ずることの具体的な危険性は何ら明らかにされていないこと.....	20
第4	「第4 気候変動の悪影響を回避するために、被告らにCO ₂ 排出削減義務があること」(原告ら第4準備書面36～55頁)に対する反論....	21
1	「1 被告らの不法行為法上の排出削減にかかる注意義務の根拠」(原告ら第4準備書面36～48頁)に対する反論.....	21
2	「2 被告らに結果回避義務としての排出削減義務が認められることは、国連ビジネスと人権指導原則等によっても裏付けられること」(原告ら第4準備書面48～50頁)に対する反論.....	23
3	「3 共同不法行為関係と割合による削減」(原告ら第4準備書面50～55頁)に対する反論.....	24
第5	「第5 被告ら火力発電事業者の排出削減責任」(原告ら第4準備書面55～71頁)に対する反論.....	29
1	電力供給にあたっては様々な不確実性が存在することを念頭に、ある特定の電源に依拠するのではなく、複数の電源を組み合わせることが必要不可欠であること.....	29
2	原告らが「100%再エネ化」の実現可能性の根拠として挙げるドイツと我が国とを比較することは両国の電力供給の実態の相違を無視するものであること.....	30
第6	「第6 被告らによる求釈明について」(原告ら第4準備書面71～73頁)について.....	31
1	差止請求権の要件に係る回答について.....	31
2	「国際的な公序」に係る回答について.....	32
四	原告ら第2準備書面及び原告ら第5準備書面に対する回答.....	33
第1	被告JERAグループの2019年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について.....	33
第2	被告JERA及び被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について.....	33
第3	被告JERAの2030年度の二酸化炭素削減目標に関する求釈明について.....	34

本準備書面において、被告 J E R A は、令和 7 年 5 月 1 5 日付け原告ら第 3 準備書面（以下「原告ら第 3 準備書面」という。）及び同日付け原告ら第 4 準備書面（以下「原告ら第 4 準備書面」という。）に対して必要な範囲で反論を述べるとともに、令和 7 年 5 月 2 1 日付け原告ら第 5 準備書面（以下「原告ら第 5 準備書面」という。）も踏まえた上で、原告ら第 2 準備書面における求釈明について、必要な限度において回答する。なお、略語の使用については、被告 J E R A がこれまでに提出した書面の例に倣うこととする。

一 はじめに

原告らは、本訴訟における被告 J E R A の認否や主張について、「被告らは、地球温暖化にかかる自然科学的根拠、各地で発生している気象災害による被害実態等を踏まえて、それぞれカーボンニュートラルに向けた企業指針等を策定していると考えられているところ、被告らの認否は、自らの企業指針に反するものであり、訴訟遂行の姿勢としても依然として不誠実なものといわざるを得ない。」（原告ら第 3 準備書面 1 ～ 2 頁）、「およそ気候変動にまじめに向き合っていないことを認めるに等しい態度である。」（原告ら第 4 準備書面 7 頁）、「危険な気候変動についての科学的事実を真摯に受け止め、原告ら及びさらに多くの若者たちの被害に向き合って C O₂ の排出削減を実行する意思がないと述べるに等しいものである。」（原告ら第 4 準備書面 1 1 頁）等と評し、縷々論難する。

しかしながら、被告 J E R A が、二酸化炭素の排出削減に関し、企業としての社会的責任を果たすことと、本訴訟において原告ら個々人に対する法的義務の存否を争うこととは、全く異なる別の問題であり、これらを混同して本訴訟における被告 J E R A の姿勢を論難する原告らの主張は誤りというほかない。

すなわち、被告 J E R A は、当然のことながら気候変動対策の必要性が高いことを十分に認識し、二酸化炭素排出削減に向けた取組みを進めているところであり、

現に、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを旨とする「JERAゼロエミッション2050」を策定・公表している（乙1・26頁、乙2・5頁）。このような取組みは、被告JERAが企業としての社会的責任を果たすべく行っているものであり、気候変動対策の視点だけではなく、エネルギーの安定供給の確保等といった他の重要な視点をも加味した上で（エネルギー基本計画（乙16）14～16頁参照）、国の政策とも整合する形で進める必要があり、現にそのように進めているところである。

他方で、二酸化炭素排出削減に関し、被告JERAが一定の社会的責任を負うことがあるからといって、特定の原告ら個人に対して何らかの具体的な法的義務を負う理由になるものでないことは明白である。また、気候変動による影響が甚大であることが予測されるところとしても、そうであるからといって、法的根拠のない差止請求権が認められるものでないことは当然である。そこで、被告JERAは、本訴訟において、原告ら個人に対して二酸化炭素排出削減に係る具体的な法的義務を負うものではなく、また、そもそも不法行為に基づく差止請求は認められないという法的な立場の下、争点の整理に必要な範囲での認否・主張を行っている。これは、訴訟遂行の姿勢として何ら不誠実なものではないし、被告JERAの企業指針に反するものでもない。ましてや、本訴訟における認否・主張をもって被告JERAが二酸化炭素の排出削減に取り組む姿勢を否定される謂れはない。

それにもかかわらず、原告らは、二つの全く異なる問題を混同し、被告JERAが本訴訟における正当な防御活動として認否・主張を行うことをもって、被告JERAが二酸化炭素排出削減について企業としての社会的責任を果たしていないかのような誤った非難を加えているのであり、失当といわざるを得ない。

二 原告ら第3準備書面に対する反論

原告らは、原告ら第3準備書面において、「原告らの権利利益の侵害の具体的危険

性を基礎づける事実」(同1頁)として、気候変動の影響やこれに関する提訴後の事情について縷々主張する。

しかしながら、そもそも不法行為に基づく差止請求は認められないこと(被告JERA準備書面(1)二第1(5～7頁))を措くとしても、以下に述べるとおり、原告らの主張する事情は「原告らの権利利益の侵害の具体的危険性を基礎づける事実」ではない。

まず、①原告らが主張する「人の生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」(訴状21頁)の侵害との関係では、被告JERA準備書面(1)二第2・1(1)(8～10頁)において述べたとおり、個々の原告らが実際に被害に遭うか否かは、様々な不確定要素に左右されるものであって、現時点において具体的に想定できるようなものではなく、原告らの「生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」が侵害されることについて具体的危険が生じているとは認められない。また、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個々人に実際に生ずることの具体性をもって判断すべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個々人に生ずる具体的危険と同一視することはできない。このことは、神戸地判令和5年3月20日においても明示的に判示されており(乙3・95～98頁。以下、同判決を「令和5年神戸地裁判決」という。)、同判示は控訴審である大阪高判令和7年4月24日においても維持されている(乙17・11頁。以下、同判決を「令和7年大阪高裁判決」という。)。そして、この点は、原告ら第3準備書面における主張・立証によっても何ら左右されるものではない。

また、②原告らがその侵害を主張する上記①以外の権利利益(訴状64～73頁)との関係では、被告JERA準備書面(1)二第2・1(2)(10～13頁)において述べたとおり、そもそもこれらの権利利益は民法709条の「権利又は法律上保護される利益」に該当しない。そして、気候変動による影響が深刻化しているという原告らの主張を前提とするとしても、原告らがその侵害を主張する権利利益の

性質が変わるものでないことはいうまでもない。

したがって、原告ら第3準備書面における気候変動の影響等に係る主張は、「原告らの権利利益の侵害の具体的危険性を基礎づける事実」と評価することができるものではなく、いずれも失当である。

三 原告ら第4準備書面に対する反論

第1 「第1 危険な気候変動に対する火力発電事業者の排出削減義務の前提となる科学的事実及び国際合意について」（原告ら第4準備書面6～21頁）に対する反論

1 「1 今日、地球温暖化による危険な気候変動問題は、科学的不確実性のある問題ではなく、科学的に確実で深刻な問題で、その未然防止が原則であり、カーボンバジェットを踏まえた確実な緩和策（排出削減）が必須であること」（原告ら第4準備書面6～7頁）に対する反論

原告らは、2022（令和4）年1月18日に開催された『『クリーンエネルギー戦略』に関する有識者懇談会』における大塚直教授の意見（甲A10）を引用し、気候変動対策の必要性について縷々主張する。

しかしながら、そもそも、気候変動対策の必要性があることと、被告JERAが原告ら個々人に対して不法行為を基礎づける具体的な法的義務を負うこととの間には、極めて大きな論理の飛躍がある。

また、この点を措くとしても、上記有識者懇談会は、政府が進める「クリーンエネルギー戦略」¹の検討に向けた議論のために開催されたものである。原告らが引用

¹ 「クリーンエネルギー戦略 中間整理」においては、議論の前提として、「ロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫の事態を受け、改めてエネルギーの安定供給確保があらゆ

する大塚直教授の意見（甲A10）も、国のエネルギー政策との関係で気候変動対策が必要であることを述べるものであって、被告JERAを含む事業者が個人に対して二酸化炭素排出削減義務を負うという文脈で述べられたものではない。そして、国のエネルギー政策において気候変動対策の必要性が認識されていることは、被告JERAが原告ら個人に対して二酸化炭素排出削減に係る具体的な法的義務を負うことの根拠となるものではない。

2 「2 原告らは危険な気候変動による被害を受けた生活を余儀なくされており、影響は今後さらに激甚化すること」（原告ら第4準備書面7～11頁）に対する反論

原告らは、「原告らの生活環境の変化とその影響は『抽象的』なのではなく『具体的』な被害であり、欧州人権条約第8条に規定されるような『私生活及び家族生活の尊重を受ける権利』の侵害にあたる。」（原告ら第4準備書面9頁）と述べ、地球温暖化による気温の上昇やその影響について論じている。

しかしながら、原告ら個人らの権利侵害を理由とする将来の不法行為の成否や被告JERAが原告ら個人らに対して負う具体的な法的義務の有無を論ずるに当たって、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個人らに実際に生ずることの具体性をもって判断すべきものであるところ（乙3・96頁及び乙17・11頁参照）、原告ら個人らとの関係で、地球温暖化の影響により法的保護に値する権利利益の侵害が実際に生ずる具体的な危険があることの主張・立証はなされていない。

なお、原告らは、熊本地判昭和48年3月20日判タ294号108頁（熊本水

る経済・社会活動の土台であり、エネルギー安全保障なしには脱炭素の取組もなしえないことを再確認する必要がある」ことが指摘されており（乙18・3頁）、エネルギー政策を進めるに当たって気候変動対策以外にも考慮に入れるべき重要な視点があることが示されている。

候病事件判決)の判示を引用し、これが「気候変動被害においてまさに当てはまる」と述べるが、特定の事業者の工場排水に含まれる有害物質の摂取により周辺住民に深刻な神経疾患を引き起こした水俣病と、あらゆる生命活動・経済活動に伴って発生し、それ自体本来的に有害とはいえない二酸化炭素の排出によって生ずる地球規模での気候変動による影響とを、同列に並べて論じることができないことは当然であり、原告らの主張は的外れというほかない。

また、原告らは、「不法行為法の本旨は、既に指摘した危険な気候変動の危険な被害の未然防止のために意義をもつものである」と主張するが(原告ら第4準備書面11頁)、被告JERA準備書面(1)二第1・1(5～6頁)において述べたとおり、不法行為法制度が既に発生した損害の填補を目的とするものであることは、同制度を定める民法の規定から明らかであり、原告らの主張は独自の見解を述べるものにすぎない。

3 「3 被告らの追加的排出は、その排出量分、温暖化を進めること」(原告ら第4準備書面11～14頁)に対する反論

被告JERAは、被告JERA準備書面(1)において、「地球温暖化の進行は、二酸化炭素の多種多様な人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告らに生ずるおそれのある被害を防止するための二酸化炭素の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をそれぞれどの程度削減するかによって無限にあり得るところであり、二酸化炭素の排出を削減すべき排出源及びその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではない。」旨を主張した(同15～16頁)。この主張は、令和5年神戸地裁判決の判示に沿うものであり(乙3・99～100頁)、同判示は令和7年大阪高裁判決においても維持されている(乙17・11頁)。

これに対し、原告らは、「地球温暖化による危険な気候変動の影響とNO_xやPM_{2.5}など大気汚染物質の影響とは、その被害発生の構造が異なる。後者ではその

影響が大気汚染物質からの排出量に加えて排出行為との地理的・時間的近接性に係るが、CO₂の影響はその排出との地理的・時間的近接性には意味がなく、累積的排出総量のみに係る。」（原告ら第4準備書面11～12頁）とし、また、「いかなるCO₂排出も、地球温暖化を進行させ、気候変動を悪化させる。『温暖化に寄与しない排出はない』ということである。」と主張する（同13頁）。

もっとも、原告らの上記主張は要するに、地球温暖化には、世界中のあらゆる排出源から排出された二酸化炭素が寄与するものであることを述べるものであると解されるが、これはむしろ、二酸化炭素の排出削減方法が無限にあり得ることや、二酸化炭素の排出を削減すべき排出源及びその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではないという被告JERAの主張を支えるものに他ならない。

なお、原告らは、「排出削減の必要性はまさに『一義的に』確認されている」と主張するが（原告ら第4準備書面12頁）、被告JERAは、二酸化炭素排出削減の主体・方法・程度等が一義的に定まらないことを指摘しているのであって、その必要性があること自体に異論を述べているわけではないから、原告らの上記主張は、被告JERAの主張に対する反論となり得るものではない。また、原告らは、上記主張に関連して、「神戸石炭訴訟控訴審判決」（令和7年大阪高裁判決）の判示に言及するが、原告らの指摘する判示は正確には以下のとおりであり、その文脈に照らせば原告らの主張に沿うものでないことは明白である。

「カーボンバジェットは、1.5℃目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能なCO₂累積量を元に、各国に割り当てられたCO₂累積量をいい、現状の排出量を基準とするのか、国内人口を基準とするのかなどによって割当量は相当程度異なるが、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、CO₂を排出する主体は事柄の性質上著しく広範であるが、被控訴人神戸製鋼らにのみカーボンバジェットを基準としたCO₂削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない。そのことは、控訴人らが示すように、人権侵害を回避するためには、〔1〕1.5℃

目標の下での世界各地からの多様なCO₂排出の急激な削減、〔2〕カーボンニュートラルの実現、〔3〕CO₂濃度の上昇の緩和から安定化へ、〔4〕1.5℃目標の達成、〔5〕人権保護といった経路を辿る必要があり、そのためには国際社会全体の合意と実行が求められることから明らかである。」(乙17・13頁。なお、下線・太字による強調は被告JERA訴訟代理人による。以下同じ。)

4 「4 1.5℃目標に整合しない排出行為は違法となること」(原告ら第4準備書面14～16頁)に対する反論

原告らは、「1.5℃目標に整合しない排出行為は違法となること」という標題の下、国際的合意や報告書、外国判決等に言及する。

しかしながら、原告らが引用する国際的合意等が、特定の事業者による特定の個人に対する日本法上の不法行為の成立を基礎付ける違法性を導く法源であると解する根拠はおおよそ見出しがたい。また、被告JERA準備書面(1)二第2・3(2)(17～18頁)において述べたとおり、日本法と異なる準拠法の下での判断を示した外国判決が、日本法上の不法行為に基づく二酸化炭素排出削減義務の根拠とならないことは論を俟たない。

5 「5 電力部門は優先かつ先行して脱炭素化が求められている部門であること」(原告ら第4準備書面16～19頁)に対する反論

(1)「電力の脱炭素化は優先かつ先行して進める必要性がある」旨の原告らの主張の位置づけが不明であること

原告らは、IPCC第6次評価報告書第作業部会の指摘やOECDのエネルギー部門であるIEAの示したロードマップ等に言及し、「電力の脱炭素化は優先かつ

先行して進める必要性があることは科学が指摘し、かつ各国の共通認識である」と主張する（原告ら第4準備書面16～18頁）。

しかしながら、この点に係る原告らの主張は、不法行為に基づく差止請求が可能であることや、被告JERAが原告ら個人に対して二酸化炭素削減に係る具体的な法的義務を負うことを基礎づけるものではなく、原告らの主張の位置づけは不明であるといわざるを得ない。

（2）「司法の役割」に係る原告らの主張が失当であること

さらに、原告らは、「新たな気候変動の深刻な課題に立法、行政が適切に対応せず、人権が損なわれているとき、司法の役割が求められていることはいうまでもなく、まさに、オランダ最高裁判決など多くの判決において世界の司法はその役割を果たそうとしている」と主張する（原告ら第4準備書面19頁）。

しかしながら、まず、原告らは、我が国において、「新たな気候変動の深刻な課題に立法、行政が適切に対応せず、人権が損なわれている」ことを前提としているものと解されるが、その根拠は何ら明らかにしておらず、原告らの主張はその前提において理由がない。また、いかなる具体的事実をもって「世界の司法はその役割を果たそうとしている」と主張するのかも、また、そのことが、いかなる意味において、日本法上不法行為に基づく差止請求が認められることや原告らの請求がその要件を充たすことを基礎づけることになるのかも全く不明であり、原告らの主張は法的主張の体をなしていない。

なお、原告らが言及する「オランダ最高裁判決」（甲A8）は、国に対して温室効果ガスの排出削減を命じたものであり、個別の事業者に対してこれを命じたものではない。

6 「6 原告らは気候変動の危険に気付いた最初の世代であり、気候変動に対

処できる最後の世代であること」(原告ら第4準備書面19～21頁)に対する 反論

(1) 外国判決に係る原告らの主張が失当であること

原告らは、欧州人権裁判所、韓国憲法裁判所及び米国モンタナ州最高裁判所における各判決に言及するが(原告ら第4準備書面20頁)、準拠法の異なる外国の裁判所の判決が、被告JERAの原告ら個々人に対する具体的な法的義務の発生を根拠付けるものではないことは繰り返し述べているとおりである。また、本項で原告らが言及する各判決の当事者は国又は州であり、被告JERAのような個別の事業者が当事者となったものではない。

(2) 国内訴訟に係る原告らの主張が失当であること

原告らは、「新潟水俣病訴訟第一審判決」(新潟地判昭和46年9月29日判時642号96頁。以下「昭和46年新潟地裁判決」という。)が、「その『因果の環の一つ一つにつき、逐次自然科学的な解明を求めるべきではない』ことを指摘し、『人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある』事業を営む場合の事業者は、『最高の技術を用いて調査し、これが結果に基づいて、生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべき』であり、結果回避のためには、『企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請される』とした」と主張する(原告ら第4準備書面21頁)。

しかしながら、昭和46年新潟地裁判決は、特定の事業者の工場排水に有害物質が含まれていたことによりこれを摂取した周辺住民に深刻な神経疾患を引き起こしたことの責任を問われた損害賠償請求事件において、「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」事業を営む事業者に妥当する理を述べたものであ

り、本件とは全く事案を異にしている。すなわち、同判決は、「化学工業を営む『化学企業』の生産活動においては、…有害物質が副生されることが当然ありうる」ことに着目し、「化学企業としては、これらの有害物質を企業外に排出することがないよう、常にこれが製造工場を安全に管理する義務があるというべきである。」と述べ、本来的に有害物質を排出するおそれを孕む事業を営む事業者との関係で、その過失の有無を判断するに当たって、上記のような判示をしたものである。

他方で、本件において問題とされている二酸化炭素は、それ自体が人体に悪影響を及ぼすものではなく、本来的に有害な物質とはいえない上に、特定の事業者による事業活動に限らず、地球上のあらゆる生命活動や経済活動などに伴って発生するものであり、昭和46年新潟地裁判決とは前提とする事情が全く異なっている。したがって、これらを同列に並べて論じることができないことはいうまでもなく、昭和46年新潟地裁判決は本件において何ら参考になるものではない。

（３）裁判所（司法）の役割に係る原告らの主張が失当であること

原告らは、「地球温暖化による危険な気候変動の問題は、人類が経験したことがない地球規模の問題であり、その解決のために残された時間は少なく、刻々と減少しているが、どの国も国内法の整備は十分でない。日本の司法が、このような法の不備を理由とし、また、これまでの事案のための解釈に拘泥することは、破滅的危機を傍観し、放置するに等しい。世界の司法に並び、気候危機に向き合うことが求められている。」などと扇動的な主張をする（原告ら第4準備書面21頁）。

しかしながら、日本の裁判所（司法）は、あくまでも特定の当事者間の個別の紛争を解決することをその役割としており、当該事件の当事者の提出した主張・立証を前提として（当事者主義）、その解決に必要な範囲で既存の日本法の解釈（まさに「事案のための解釈」）を行うことが求められている。原告らの言及する各裁判例も、このような役割に従って個別の紛争の解決に必要な範囲で法解釈を示したものに他

ならない。

これに対し、地球温暖化による気候変動は、原告らの主張するとおりまさに「地球規模の問題」であり、その対策は各国のエネルギー政策とも密接に関連している。そのため、気候変動対策に係る国際的な合意等についても、それぞれの国の置かれた状況を踏まえつつ専門的・政策的な判断をもって自国の施策に取り込まれている。日本においても、エネルギー自給率が極端に低い島国であることなど自国の置かれた状況を前提とし、エネルギー安全保障²等の他の重要な視点も考慮に入れた上で、気候変動対策が進められている（エネルギー基本計画（乙16））。気候変動対策は、このように高度に政策的な配慮の下で行われるべきものであり、その中で個別の事業者が果たすべき役割を決定することは、日本の裁判所（司法）の役割とは明らかにその性質を異にしている。

第2 「第2 不法行為に基づく差止請求が認められるべきこと及びその要件」（原告ら第4準備書面22～26頁）に対する反論

1 「1 危険な影響をもたらす気候変動の原因となるCO₂の排出については、未然防止原則に照らして差止請求権が発生すること」（原告ら第4準備書面22頁）に対する反論

原告らは、「気候変動による損害発生の実確性が指摘されており、未然防止原則に照らしても、被告らは、国際的な公序が求める水準までCO₂排出量を削減する義務を負うのであり、差止請求権が発生する。」と主張する（原告ら第4準備書面22頁）。

しかしながら、原告らの主張は自らの価値判断を述べるものにすぎず、原告らの主張する「未然防止原則」に照らして、被告JERAが原告ら個々人に対して不法

² 国民生活や社会経済活動に必要なエネルギーを、安定的に、かつ適切な価格で確保することを指す（乙19参照）。

行為に基づいて二酸化炭素排出削減に係る具体的な法的義務を負うことになる理論的な根拠は何ら明らかにされていない³。

2 「2 民法709条に基づく差止請求が認められるべきこと」(原告ら第4準備書面23～25頁) に対する反論

(1) 「(1) 民法709条の制定経緯から、差止請求が認められるべきこと」(原告ら第4準備書面23頁) に対する反論

原告らは、民法の起草当時不法行為の効果として差止請求を認めるべきであるという趣旨の意見も見られたことに言及し、「日本民法の不法行為規定の制定経緯に鑑みても、不法行為の効果には差止めが含まれるというべきである。」と主張する(原告ら第4準備書面23頁)。

しかしながら、被告JERA準備書面(1)二第1・1(5～6頁)において述べたとおり、民法722条1項・同417条は、不法行為を理由とする損害賠償について、「金銭をもってその額を定める」ものとし、金銭賠償の方法によることを規定しているのであって、その例外は、民法723条において明文上認められている名誉毀損の場合の名誉回復措置(名誉毀損における原状回復)のみである。民法起草当時の議論にかかわらず、現在の民法がこれ以外に不法行為に基づく差止請求権を認めておらず、不法行為の原則的な効果として差止請求権を認めるという法制を採用していない以上、原告らの主張は、立法論の類といわざるを得ない。

³ 例えば、環境基本法4条は、「環境の保全は、…科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。」と規定し、未然防止原則を定めていると解されるところ、これは、我が国の経済社会のあるべき姿とそこへ至る道程、その際留意すべき事項を記述したものにすぎないのであり(乙20(環境省総合環境政策局総務課編著「環境基本法の解説(改訂版)」)145頁)、被告JERAが原告ら個人に対して二酸化炭素排出削減に係る具体的な法的義務を負うことの根拠とはなり得ない。

(2)「(2) 裁判例において民法 709 条に基づく差止請求が認められていること」(原告ら第 4 準備書面 24～25 頁) に対する反論

ア 「ア 名古屋地判昭和 47 年 10 月 19 日判時 683 号 21 頁(以下「名古屋地裁昭和 47 年判決」という。)」(原告第 4 準備書面 24 頁) に対する反論

原告らは、民法 709 条に基づく差止請求が認められる根拠として、訴状に記載の名古屋地判昭和 47 年 10 月 19 日判時 683 号 21 頁に再び言及する。

しかしながら、当該判決は、一定の場合に人格権(具体的には「平穏で快適かつ健康な生活を営む利益」)に基づく差止請求権が認められ得ることを判示した上で、「過去における違法有責な行為に対する被害者の損害賠償請求権を規定している民法第 709 条がこのような当然の事理を否定する趣旨を含んでいるものと解されるべきではない。」と述べ、民法 709 条が、人格権に基づく差止請求権が認められ得ることとの関係で障壁になるものではないことを判示したにすぎず、民法 709 条を根拠として差止請求が認められることを判示したものではない(被告 J E R A 準備書面(1) 二第 1・2 (6～7 頁))。

イ 「イ 訴状で適示したその他の裁判例」(原告ら第 4 準備書面 24～25 頁) に対する反論

原告らが訴状において言及する他の裁判例についても、いずれも民法 709 条に基づく差止請求権が認められることを基礎付けるものではないことは既に述べたとおりである(被告 J E R A 準備書面(1) 二第 1・2 (6～7 頁))。

また、原告らは、民法 709 条に基づく差止請求が認められる根拠として、昭和 46 年新潟地裁判決において「企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請され

ることもある」という判示が見られることを挙げるが、前記第1・6（2）において述べたとおり、そもそも、昭和46年新潟地裁判決は損害賠償請求事件の判決であり、事業者に対して実際に操業停止を命じた判決ではない。さらに、本来的に有害物質を排出するおそれを孕む事業を営む事業者との関係で、その過失の有無を判断するに当たって、上記のような判示をしたものにすぎない。したがって、昭和46年新潟地裁判決は、何ら本件の参考にはならない。

ウ 「ウ その他の裁判例」（原告ら第4準備書面25頁）に対する反論

原告らが原告ら第4準備書面において新たに言及する他の裁判例も、民法709条に基づく差止請求権が認められることを基礎付けるものではない。

すなわち、大判昭和7年8月10日新聞3453号15頁は、物件的権利と位置づけられる地下水（温泉）利用権に対する妨害の排除を認めた仮処分命令であり、本件において参考になるものではない。同様に、最判昭和39年1月16日民集18巻1号1頁も、地方公共団体が開設し、過去数十年にわたって村民が生活上必須のものとして利用していた村道の「通行の自由権」に対する妨害排除請求権を認めたものであり、本件とは事案の性質が全く異なっている。また、大判昭和8年7月8日新聞3586号11頁は、営業を休止した商人が他者にその商号の使用を許諾するに当たり、当該他者が営業場所を変更したときはその使用を差し止める旨の契約を締結していた（当該他者との関係では契約に基づきその使用を差し止めることができた）ところ、第三者が故意・過失により当該他者をして契約違反の行為をなさしめたという事案において、当該第三者の行為についても差止めを認めたという極めて特殊な判断であって、これも本件において参考になるものではない。

さらに、東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁は、その控訴審（東京高判平成16年10月27日判時1877号40頁）において、建物の建築による景観利益の侵害が不法行為に該当するとして既に完成した建物の一部の撤去

を命じた部分は取り消されており、この判断は上告審（最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁）においても維持されているから、原告らの言及する裁判例に先例としての価値はない。また、大阪地堺支決昭和52年4月7日判時861号54頁及び仙台地判昭和49年7月20日判時768号80頁は、いずれも仮処分事件における判断にすぎない。

以上に述べたとおり、原告らが摘示する裁判例はいずれも民法709条に基づく差止請求権が認められることを基礎付けるものではない。むしろ、不法行為の規定に基づいて将来の差止請求権が認められる余地がないことは、最判昭和43年7月4日集民91号567頁において明示的に判示されているとおりである（被告JERRA準備書面（1）二第1・2（6～7頁））。

3 「3 民法709条に基づく差止請求」（原告ら第4準備書面26頁）に対する反論

原告らは、不法行為に基づく差止請求権が発生する要件について、「原告らの『権利又は法律上保護される利益』が侵害されるおそれがある」こと、及び「これが被告の違法な行為により生じる蓋然性がある」ことを挙げる（原告ら第4準備書面26頁）。

しかしながら、そもそも前提として不法行為に基づく差止請求が認められる余地がないことを措くとしても、原告らは、不法行為に基づく差止請求権の要件が上記二点に尽きることの理論的根拠を何ら明らかにしていないし、権利利益の侵害について単なる「おそれ」があれば足りるとすることの理論的許容性についても何ら説明していない。すなわち、原告らの主張は独自の見解を述べるものにすぎず、失当である。

第3 「第3 被害発生とその蓋然性」（原告ら第4準備書面26～35頁）に対す

る反論

1 地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害を特定の排出源に帰責できるだけの連関が認められないこと

まず、原告らは、「被告らのCO₂排出による危険な気候変動が、原告らに被害を発生させる因果の流れ」は「図6」のとおりであると主張する（原告ら第4準備書面第3・1（26～27頁））。この「図6」に示される「因果の流れ」には、「被告らによるCO₂の排出」に続いて「大気中のCO₂濃度の上昇」及び「地球全体の気候変動（温暖化）の悪化」という事象が含まれているが、当然のことながら、これらは被告JERA（ないし本訴訟の被告ら）による二酸化炭素の排出のみによって生じるものではなく、地球上に存在する夥しい数の排出源からの二酸化炭素の排出の総体によって生じるものである。すなわち、二酸化炭素の排出と気候変動による被害の発生との関連性は、地球上のあらゆる人為的な二酸化炭素の排出の総体と気候変動によって地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するものである。

そして、例えば、地球上のあらゆる二酸化炭素の排出のうち、エネルギー起源に限っていても、2019年の世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（336億トン）に対して、被告JERAの2019年度における発電事業に伴う二酸化炭素排出量（約1億2450万トン）が占める割合はわずか約0.37%であり、原告らに生ずるおそれのある被害との関連性は、極めて希薄であるといえる。

したがって、被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素排出に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めることは到底できない（被告JERA準備書面（1）二第2・2（2）（14～15頁））。

2 原告らに「権利又は法律上保護される利益」の侵害が生ずることの具体的な

危険性は何ら明らかにされていないこと

原告らは、「2 被告らのCO₂排出による被害発生の蓋然性が認められること」（原告ら第4準備書面28～31頁）及び「3 気候変動による原告らへの被害のとりえ方についての留意」（同31～35頁）において、原告らに生ずるおそれがある気候変動の影響について縷々述べているが、原告ら個々人がこれによって法的保護に値する権利利益について具体的に何らかの侵害を受けていること（その具体的な危険の発生）は何ら明らかにされていないほか、気候変動の影響として挙げられているものの多くは、必ずしも「法律上保護される利益」とはいえない抽象的な利益の侵害を述べるものにすぎず（被告JERA準備書面（1）二第2・1（2）（10～13頁）参照）、被告JERAが原告ら個々人に対して不法行為に基づく二酸化炭素排出削減義務を負うことを根拠付けるものとはいえない。

なお、原告らは、「仮に、多くの人が国の規制や企業の排出行為によって同じように影響を受けることを理由に、原告らの個別的権利を否定してしまえば、その影響が広範で重大であればあるほど、誰も差止めを請求できないという不都合が生じる。」と主張するが（原告ら第4準備書面33頁）、被告JERAは、「多くの人が…同じように影響を受けること」を理由に原告らの個別的権利の侵害を否定しているのではない。端的に、原告らの主張・立証は、原告ら個々人との関係で「権利又は法律上保護される利益」の侵害が生ずることの具体的な危険性を基礎付けるものではないことを指摘しているにすぎない。

第4 「第4 気候変動の悪影響を回避するために、被告らにCO₂排出削減義務があること」（原告ら第4準備書面36～55頁）に対する反論

1 「1 被告らの不法行為法上の排出削減にかかる注意義務の根拠」（原告ら第4準備書面36～48頁）に対する反論

(1)「(1) 原告らの権利又は法的利益の侵害を防止するために不法行為法上の注意義務が認められるべきこと」(原告ら第4準備書面36～38頁)に対する反論

原告らは、山本敬三「基本法としての民法」(甲A25)に触れつつ、「差止めを認めなければ人権(基本権)侵害に対して保護を与えたことにならない場合は、明文の規定がなくとも、裁判所はこれを認める憲法上の義務があることになる」と主張する(原告ら第4準備書面38頁)。

しかしながら、原告らの言及する文献(甲A24)には、正確には、「差止めを認めなければ基本権=人格権侵害に対して保護をあたえたことにならない場合は、明文の規定がなくとも、裁判所はこれを認める憲法上の義務があることになる。」(甲A24・47頁)と記載されている。すなわち、これは人格権に基づく差止請求権について論じられたものであり、不法行為に基づく差止請求権が認められることについて論じられたものではなく、原告らの主張を支えるものではない。なお、上記文献には、「ただ、その場合に、基本権=人格権に保護をあたえんとすると、それによって今度は相手方の基本権に対して、国家が制約を課すことになる。立法府はもちろん、裁判所もまた国家の機関である以上、そのような制約が過度にわたることは許されない。」という重要な指摘も見られる(甲A24・47頁)。

また、原告らは「U r g e n d a 事件におけるオランダ最高裁判所判決」(甲A8)にも触れるが、既に前記第1・5(2)において述べたとおり、同判決は事業者に対して温室効果ガスの排出削減を命じたものではない。

(2)「(2) 危険な気候変動の影響は科学的に確実な危険で、カーボンバジェットを踏まえた緩和策(排出削減)によってのみその危険を最小化できること(予見可能性)」(原告ら第4準備書面38～43頁)に対する反論

原告らはカーボンバジェットの内容や性質について縷々説明しつつ、「カーボンバジェットを踏まえた緩和策（排出削減）が必須の対策として要請される」等と主張する（原告ら第４準備書面３９頁）。

しかしながら、令和７年大阪高裁判決は、「カーボンバジェットは、１．５℃目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能なＣＯ_２累積量を元に、各国に割り当てられたＣＯ_２累積量をいい、現状の排出量を基準とするのか、国内人口を基準とするのかなどによって割当量は相当程度異なるが、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、ＣＯ_２を排出する主体は事柄の性質上著しく広範であるが、被控訴人神戸製鋼らにのみカーボンバジェットを基準としたＣＯ_２削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない。」と判示しており（乙１７・１３頁）、この理は本件にもそのまま当てはまる。

（３）「（３）被告らに結果回避義務が認められること及びその水準は原告らが請求の趣旨において求めている水準とされるべきこと」（原告ら第４準備書面４３～４４頁）及び「（４）ハーグ地裁に続き、高裁の判決も排出削減義務を認めたこと」（同４５～４８頁）に対する反論

原告らは、国際的合意や外国判決に言及した上で、二酸化炭素排出削減義務の水準について論ずるが、繰り返し述べているとおり、これらは日本法の下での被告ＪＥＲＡの原告ら個々人に対する二酸化炭素排出削減義務を基礎付けるものではない。

２ 「２ 被告らに結果回避義務としての排出削減義務が認められることは、国連ビジネスと人権指導原則等によっても裏付けられること」（原告ら第４準備書面４８～５０頁）に対する反論

原告らは、「被告らの排出削減が義務であることは、原告らが訴状においても主張した、国連指導原則、OECDガイドライン、国連グローバルコンパクト等の各原則や指針などによっても裏付けられる」と主張し（原告ら第4準備書面48頁）、その具体的内容にも言及している。

しかしながら、被告JERA準備書面（1）二第2・3（2）（17～18頁）において述べたとおり、国連指導原則等は日本法の下での被告JERAの二酸化炭素排出削減義務の根拠とはならないのであるから、もとより原告らの主張は失当である。

3 「3 共同不法行為関係と割合による削減」（原告ら第4準備書面50～55頁）に対する反論

（1）「（1）被告ら10社の共同不法行為関係」（原告ら第4準備書面50～52頁）に対する反論

ア 原告らの主張の概要

原告らは、石綿関連疾患に罹患した大工らの石綿含有建材を製造販売した建材メーカーらに対する損害賠償請求事件において民法719条後段の類推適用を認めた最高裁令和3年5月17日民集75巻5号1359頁（以下「令和3年最高裁判決」という。）に言及した上で、「本件においても、被告らを含む世界中の排出源からの排出行為が累積し、その結果としての累積CO₂がCO₂の濃度上昇と気候変動の悪化をもたらし、その中で原告らが被害を受けるのであるから、累積CO₂と被害の結果との間に因果関係が肯定できる。そのとき、上記の趣旨からすれば、被告らの個別排出と原告の個別の被害との事実的因果関係は認められる。」と主張する（原告ら

第4準備書面51頁)。

また、国道・高速道路や工場群等から排出された大気汚染物質により健康被害等を受けた住民らが提起した損害賠償請求事件において民法719条後段の類推適用を認めた大阪地判平成7年7月5日判時1538号17頁(以下「平成7年大阪地裁判決」という。)を引用した上で、「危険な気候変動による人権侵害のおそれも、まさに、世界中のCO₂排出事業者等の行為が客観的に共同して、危険な気候変動の被害につながる事が科学的に明らかにされている。」ものの、「競合行為者数が極めて多数に上ることや、加害行為(CO₂排出行為)の多様性から、全部又は主要な部分を惹起した加害者あるいはその可能性のある者を特定し、かつ、各行為者の関与の程度などを具体的に特定することは極めて困難である」と述べ、「被告ら10社の共同不法行為関係も、まさに、このような『重合的競合』であると評価されるべきであり、民法719条を適用ないしは類推適用して、共同不法行為が成立すると評価されるべきである。」(同51～52頁)と主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らの上記主張はいずれも失当である。

イ 本件は民法719条1項後段の適用・類推適用の前提を欠いていること

民法719条1項後段は、複数の者の行為がそれぞれ(因果関係を除く)不法行為の要件を充たしていることを前提に、どの行為との間に因果関係があるか不明である場合であっても、全ての行為との間に因果関係を推定する規定であり、同規定の類推適用に当たってもその前提は変わらない。しかし、被告JERA準備書面(1)二第2(7～20頁)において述べたとおり、そもそも、被告JERAの行為は(因果関係を除く)民法709条の定める要件を充たすものではないから、民法719条1項の適用ないし類推適用の前提を欠いている。

この点について、令和3年最高裁判決は、民法719条1項後段は、「複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者

の行為によって損害が生じたのかが不明である場合」に因果関係についてのみ立証責任の転換を認めるものであると判示し、民法719条1項後段の適用に当たって、被害者によって特定された複数の行為者の行為がいずれも「被害者の損害をそのみで惹起し得る行為」であることを要件としている（乙21・389頁）。また、民法719条後段の類推適用を認めるに当たっても、被告とされた建材メーカー3社が石綿に関する表示義務を怠っていたこと、被害者が被告建材メーカー3社の製造した石綿含有建材を直接取り扱っており、同建材が被害者の稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていたこと等を認定している。すなわち、令和3年最高裁判決は、民法719条1項後段の類推適用に当たっても、被害者によって特定された複数の行為者の行為がいずれも「被害者の損害をそのみで惹起し得る行為」に当たることを要件としているものと考えられる。このことは、平成7年大阪地裁判決においても同様である。

他方で、本件において問題とされているのは被告JERAを含む事業者による二酸化炭素排出行為であるところ、二酸化炭素は、あらゆる生命活動や経済活動などに伴って発生するものであり、石綿や大気汚染物質、化学工場からの排水等とは異なり、その摂取自体によって生命・健康に悪影響を与えるようなものではなく、本来的に有害な物質ではない。すなわち、地球温暖化による気候変動の影響は、地球上に存在する夥しい数の排出源から排出された二酸化炭素の総体によって生じるものであるが、個々の排出源による二酸化炭素の排出行為自体は、被害者の損害をそのみで惹起し得る行為ではない。

このように、本件で問題となる個々の排出源からの二酸化炭素排出行為について、民法719条1項の適用ないし類推適用の前提を欠いていることは明らかである（令和7年大阪高裁判決（乙17）12頁も同旨）。原告らの主張は、令和3年最高裁判決及び平成7年大阪地裁判決の判示の理解を誤ったものであり、失当というほかない。

ウ 相当因果関係に係る被告 J E R A の主張に対する原告らの反論が失当であること

被告 J E R A は、仮に地球温暖化による気候変動に起因して原告らに何らかの被害が発生する危険があったとしても、これと被告 J E R A による二酸化炭素排出行為との間に相当因果関係は認められないことの理由の一つとして、地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害について、これを特定の排出源に帰責できるだけの連関が認められない旨を主張した（被告 J E R A 準備書面（1）二第 2・2（1）及び（2）（14～15 頁））。具体的には、被告 J E R A の運用する火力発電所を含め、個々の排出源からの二酸化炭素の排出は、それぞれが地球全体の温暖化に一部寄与することはあり得ても、個々の被害との間に直接的な条件関係があるものではなく、例えば、2019 年における世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量に対して 2019 年度における被告 J E R A の発電事業に伴う二酸化炭素排出量が占める割合はわずか約 0.37% であり、原告らに生ずるおそれのある被害との関連性は極めて希薄であるから、被告 J E R A の発電事業に伴う二酸化炭素排出に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めることは到底できないことを明らかにした。

これに対し、原告らは、「上記のような重合的關係が成立する場合に、特定の困難さゆえに被害者が不法行為による請求ができなくなってもかまわないとするものであり、不法行為法の理念に照らして不当な主張」であると論難する（原告ら第 4 準備書面 52 頁）。

しかしながら、本件では、そもそも、個々の排出源から二酸化炭素排出行為が被害者の損害をそのみで惹起し得る行為ではないことから民法 719 条 1 項後段の適用・類推適用が認められる余地はないところ、被告 J E R A は、その発電事業に伴う二酸化炭素排出と原告らに生ずるおそれのある被害の關係が極めて希薄であることが客觀的に明らかであるために被害を帰責するだけの連関がない旨を主張して

いるのであり、「特定の困難さ」を問題としているわけではない。したがって、原告らの上記主張は失当である。

(2)「(2) 応分の責任に基づく割合的な排出削減義務」(原告ら第4準備書面53～54頁) に対する反論

原告らは、被告JERAを含む被告らの間に共同不法行為が成立することを前提として、日本が国連気候変動枠組み条約の締約国であること等を根拠に、「国際的なコンセンサスであるパリ協定及びグラスゴー気候合意に基づいて、国家に対して求められる応分の負担の水準に従って、比例的に(割合的に)、被告らにも排出削減義務が認められるべきである。」と主張する(原告ら第4準備書面53～54頁)。

しかしながら、前記(1)において述べたとおり、被告JERAの二酸化炭素排出行為について、他の被告らとの間に共同不法行為が成立することはないから、原告らの主張はその前提において誤っている。

なお、原告らは、被告らは「企業活動として、化石燃料を燃焼させてCO₂の大規模な排出を行いながら発電による利益を得、また、将来的にも得ようとしており、それに対応する社会的な責任を負う。」と主張するところ(原告ら第4準備書面53頁)、原告ら自身も認めるとおり、被告JERAが二酸化炭素排出削減について何らかの責任を負うことがあるとすれば、それは企業としての「社会的な責任」に他ならないのであり、原告ら個々人に対する具体的な法的義務ではない。

また、原告らは、「自らの排出を削減しても地球全体に対する影響は少ないことを理由に、自らの応分の責任を逃れることはできない。このような主張を認めてしまえば、民間企業は、誰もCO₂排出量を削減する責任を負わないことになってしまい、気候変動の深刻化を防ぐことができなくなってしまう。」(原告ら第4準備書面53～54頁)と主張するが、被告JERAは「地球全体に対する影響」が少ないことを自らの法的責任を否定する根拠としているのではない。本訴訟では、あくま

でも原告ら個人[・]の権利利益の侵害を理由とする不法行為に基づく差止請求の成否が問題となっているところ、原告ら個人[・]に具体的な被害が生ずるおそれがあるとしても、これと被告 J E R A の二酸化炭素排出行為との関連性が極めて希薄であることを指摘しているのである。そして、このことを理由の一つとして、原告ら個人[・]に対して二酸化炭素排出削減に係る法的義務を負わない旨を主張しているものの、そのことと、被告 J E R A が企業としての社会的な責任を果たす観点から二酸化炭素排出削減に取り組む意思を有しており、実際に取り組んでいることは、全く異なる別の問題であり、原告ら個人[・]に対する法的義務が否定されたからといって「民間企業は、誰も C O₂ 排出量を削減する責任を負わないことになってしまい、気候変動の深刻化を防ぐことができなくなってしまう」などということはない。

第 5 「第 5 被告ら火力発電事業者の排出削減責任」(原告ら第 4 準備書面 55 ～ 71 頁) に対する反論

1 電力供給にあたっては様々な不確実性が存在することを念頭に、ある特定の電源に依拠するのではなく、複数の電源を組み合わせることが必要不可欠であること

原告らは、「化石燃料から再生可能エネルギーへの早期の転換こそが求められている」(原告ら第 4 準備書面 60 頁) とか、「日本も再生可能資源に恵まれた国であり、電源の大部分を再生可能エネルギーに転換するためのポテンシャルは十分にある」(同頁) 等と主張する。

しかしながら、電力供給に当たっては、例えば、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする世界情勢、脱炭素に向けた技術革新の進捗、エネルギー需要の動向等を含め、様々な不確実性が存在することを念頭に(「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」(乙 22) 3 頁参照)、エネルギー安全保障等の視点も考慮に入れ

つつ、複数の発電方法を効率的に組み合わせること（エネルギーミックス）が必要不可欠である。そのため、気候変動対策の観点のみを過度に重視し、特定の電源（再生可能エネルギー）のみに依拠する方針を推し進めることが適切か否かについては慎重な検討が必要である。

2 原告らが「100%再エネ化」の実現可能性の根拠として挙げるドイツと我が国とを比較することは両国の電力供給の実態の相違を無視するものであること

原告らは、「実際に、複数の先進国が電力の100%再エネ化を具体的な政策目標として掲げていることが、この実現可能性を裏付けている。」と主張し、その根拠として、「ドイツは2030年に電力消費の80%を再エネで賄い、2035年には100%再エネ達成を国家目標として明記しており、電力網の整備や洋上風力などの設置を急速に進めている」ことを挙げる（原告ら第4準備書面60頁）。

しかしながら、ドイツは、周辺11か国との間で電力系統が連系されており、電力需給のミスマッチが生じたり電力不足が生じたりした場合（むしろ、ドイツは、日中の太陽光発電が好調な時間以外は概して電力不足の状況にある。）には、周辺国から電力を輸入することによって調整しているのであり、電力の需給調整・供給力について、周辺国に依存していることが指摘されている（乙23・7頁）。むしろ、ヨーロッパ全体としては、原子力発電や火力発電も含め、バランスの取れた電源構成を有しているのであって（乙23・9頁）、ドイツにおける「再エネ化」は、ヨーロッパ全体の調和の取れた電源構成の中で、周辺諸国との系統連系を可能とする地理的環境を前提として実現するものである。これに対して、日本は島国であって他国との系統連系に依存することができる環境にはないのであり、「再エネ化」についても、ドイツで可能であれば日本でも可能というものではない（乙23・10頁）。

なお、そうはいつても、被告JERAは、再生可能エネルギーを事業展開の柱と

して位置づけており、再生可能エネルギー戦略を策定の上、再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組んでいる（乙１・１５頁、２０～２１頁）。

第６ 「第６ 被告らによる求釈明について」（原告ら第４準備書面７１～７３頁）について

１ 差止請求権の要件に係る回答について

被告ＪＥＲＡは、被告ＪＥＲＡ準備書面（１）二第３・１（２０～２１頁）において、「民法７０９条の定める要件を充たせば、そのみで差止請求権が発生すると主張するのか否か（換言すれば、民法７０９条に基づき損害賠償請求権が発生し得る場合には、すべからく差止請求権が発生すると主張するのか否か）」を明らかにするよう求めた^４。

これに対し、原告らは、「民法７０９条を解釈して導かれた要件を充たせば、差止請求権が発生する。」と回答する（原告ら第４準備書面７２頁）。原告らの上記回答は、民法７０９条に基づく損害賠償請求権の発生要件を充たす場合には全く同じ要件で漏れなく差止請求権も併せて発生するというものである。しかしながら、繰り返し述べているとおり、民法７２３条において明文上認められている名誉毀損の場合の名誉回復措置（名誉毀損における原状回復）を除き、不法行為に対する救済は原則として金銭賠償をもって行うというのが現行民法上の採用する不法行為制度であり、原告らの回答はこれに真っ向から反している。すなわち、原告らの請求は、現行民法から乖離した独自の考えに基づくものであることが明らかとなった。

^４ なお、求釈明事項自体から明らかなおと、被告ＪＥＲＡの求釈明は、損害賠償請求権と同じ要件で差止請求権も認められる趣旨かを尋ねるものであり、その要件の具体的内容を問題とするものではない。したがって、原告らが回答に当たって「被告ＪＥＲＡのいう『民法７０９条の定める要件』は、必ずしも明確ではない。」（原告ら第４準備書面７２頁）と指摘しているのは、当を得たものではない。

2 「国際的な公序」に係る回答について

被告 J E R A は、原告らが二酸化炭素排出削減義務の根拠として主張する「国際的な公序」について、「原告らが『国際的な公序』の内容を構成すると主張する数値（本件削減目標）が、それをわずかでも下回れば直ちに個人に対する違法な権利侵害という評価を導くものとして設定されていると主張するのか」、「仮にそのように主張するのであれば、その法的根拠は何か」を明らかにするよう求めた（被告 J E R A 準備書面（1）二第 3・2（21 頁））。

これに対して、原告らは、「『国際的な公序による基準』に基づく削減水準を超える排出が権利侵害をもたらすこと、及び、このような排出が被告らについては違法であることを主張するものである。『国際的な公序による基準』に基づく削減水準を超える排出が違法となる法的根拠については、違法性に関して別途述べたとおりである。」と回答する（原告ら第 4 準備書面 72 頁）。

しかしながら、原告らの請求は原告ら個々人の権利利益の侵害に基づくものであるが、2030 年度及び 2035 年度に、被告 J E R A による二酸化炭素排出削減が「国際的な公序」に基づく本件削減目標を少しでも下回っていた場合に、それを契機として原告ら個々人に権利利益の侵害が生じるというものでないことは明らかである。原告らは、「国際的な公序」に基づく本件削減目標を下回ることと原告ら個々人の権利利益の侵害との間の関連性について一切明らかにすることができていないのであり、「国際的な公序」なるものに基づく本件削減目標は、原告ら個々人の権利利益の侵害との関係で何らの根拠もない。

また、原告らは、「これまで民法 90 条にいう『公の秩序』について主張を行っておらず」と述べていることからすると（原告ら第 4 準備書面 72～73 頁）、「国際的な公序」なるものは民法 90 条にいう「公の秩序」とは異なるものとして主張しているということになる。もともと、日本法上、私人間の法律関係において「公序」

なるものが具体的な法的義務の発生原因となり得るのは、民法90条にいう「公の秩序」に当たる場合を措いて他にはないと考えられるため、これとは異なるものとして主張されている「国際的な公序」なるものが、日本法の下で具体的な法的義務を発生させる根拠となる余地はないといえる。

四 原告ら第2準備書面及び原告ら第5準備書面に対する回答

第1 被告JERAグループの2019年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について

原告らは、被告JERAに対して、2019年度の被告JERAグループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量に関して、被告JERAグループの各発電所の全体排出量、出資比率及び最終的に算出される出資比率に従った排出量を明らかにするように求めている（原告ら第2準備書面6～7頁）。

被告JERAは、被告JERA準備書面（2）二第1（16頁）において、2019年度の被告JERAグループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量が13,942万トンであると回答したが、被告JERAにおいて改めて確認したところ、集計作業上の過誤があり、正確な二酸化炭素排出量は、原告らが「修正表29」（原告ら第2準備書面4～5頁）において主張する二酸化炭素排出量である13,890万トンであったことが判明した。そこで、上記回答を訂正する。なお、被告JERAのウェブサイトに掲載されている被告JERAの統合報告書において、2019年度の被告JERAグループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量に係る数値を追って修正予定である。

第2 被告JERA及び被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について

原告らは、被告 J E R A に対して、2013 年度における①「J E R A 本体分」の販売電力に係る二酸化炭素排出量及びその根拠、並びに②被告 J E R A グループの販売電力に係る二酸化炭素排出量、その対象設備及び割合を明らかにするよう求めている（原告ら第2準備書面11頁）。そして、これらの情報に関して、「被告らの2030年度及び2035年度の削減目標の実情を明らかにし、その妥当性を評価するための基礎となるものである」から、「被告らの目標の妥当性も検証できない」等と主張する（原告ら第5準備書面1頁）。

しかしながら、被告 J E R A 準備書面（2）二第2（16～17頁）において述べたとおり、被告 J E R A 及び被告 J E R A グループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量⁵は、請求の趣旨及びこれに係る被告 J E R A の義務の存否及び内容に何ら関連しない。また、本件における請求との関係で、「被告らの目標の妥当性」を検証することの必要性を見出すこともできない。したがって、原告らの上記求釈明に応じる必要性は認められない。

第3 被告 J E R A の2030年度の二酸化炭素削減目標に関する求釈明について

被告 J E R A は、2030年度の二酸化炭素削減目標に係る原告らの求釈明（原告ら第2準備書面13～14頁）を受けて、被告 J E R A 2030年度目標（2030年度までに、二酸化炭素排出量について政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現する）の内容及びその趣旨について説明した（被告 J E R A 準備書面（2）二第3・2（17～18頁））。

これに対し、原告らは、『2030年度のCO₂排出量（そのもの）についての目

⁵ なお、被告 J E R A は、2015年4月30日に、東京電力株式会社（現在の商号は東京電力ホールディングス株式会社）及び中部電力株式会社により設立された株式会社である。

標を策定しているか』という質問には正面から答えていない」(原告ら第5準備書面2頁)と主張するところ、被告JERAは、排出原単位に係る上記目標(被告JERA2030年度目標)の他には目標を設定・公表していない。これは、被告JERA準備書面(2)二第3・2(17～18頁)において述べたとおり、二酸化炭素排出量は外的要因の影響を受けて大きく左右されるのに対し、排出原単位は外的要因の影響を受けにくく、被告JERAグループにおける二酸化炭素排出量削減に係る取り組み、及び、火力事業分野における国のエネルギー政策への貢献度を分かりやすい指標をもって測ることができるためである。

以 上